

宮崎—台北線片道利用支援制度

県民等が台湾等への渡航のため「宮崎—台北線」を利用する際に、日程等の都合から往復利用が出来ず片道利用となる場合は、**他空港（国内）と宮崎の移動費用等として、1人あたり3,500円を支援**します！

対象期間

令和6年11月宮崎県出発～令和7年3月宮崎県到着
※予算の上限に達した時点で終了します。
※宮崎台北線が週2便へ増便された時点で終了します。

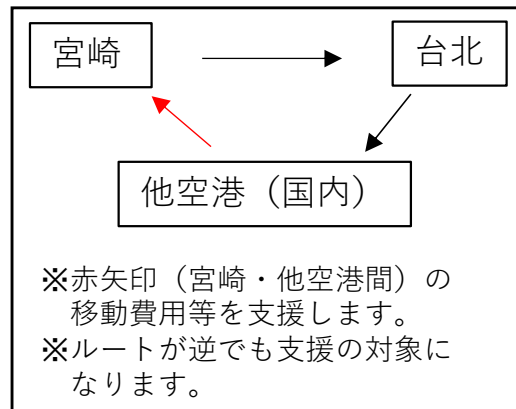
支援の内容

県民等が台湾等への渡航のため「宮崎—台北線」を片道利用する場合、**他空港と宮崎県との移動費用等として**

補助金額：1人あたり3,500円を補助します。

※「宮崎—台北線」を往復で利用する場合は、本支援の対象外です。

(イメージ)



※利用例

11月26日に宮崎空港発・台北桃園空港着の便で渡航し、11月29日に台北桃園空港発・福岡空港着の便で帰国。福岡から宮崎までの移動は飛行機を利用。

○条件等

- ① 「宮崎—台北線」を片道利用すること。
- ② 申請者の居住地が日本国内であること。
- ③ 「県民パスポート取得支援」、「グループ交流支援（片道利用）」との併用可。
- ④ 「グループ交流支援（往復利用）」、「グローバル人材育成（修学旅行等）」との併用は不可。

留意点

- 年度をまたぐ渡航は、補助対象となりません。
(例) 令和7年3月25日渡航／令和7年4月1日帰国

お申込み方法

帰国後14日以内に、必要書類を「県民渡航拡大事業事務局」へ提出してください（メールまたは郵送）。

【必要書類】※満18歳未満の方は、親権者等の法定代理人による代理申請も可。

- ・宮崎—台北線片道利用支援補助申請書
- ・住所の確認ができるもの(免許証、健康保険証の写し等)
※満18歳未満の方は親権者等の書類でも可
- ・空港の航空会社窓口で発行された搭乗券またはその写し
※「宮崎 - 台北」「他空港（国内） - 台北」それぞれ必要。

☎ 申請様式などは、

「みやざき空旅 | 宮崎空港振興協議会ホームページ」にてご確認ください。

ホームページURL <http://www.miyazaki-apc.jp>

みやざき空旅

検索



お問合せ先

月曜～金曜

9:30～16:30

県民渡航拡大事業事務局（（一社）宮崎県旅行業協会内）

〒880-0035 宮崎市下北方町常盤元1032-3 プロムナーテ神宮206号

TEL:0985-29-8588 Eメール:kmi-anta@theia.ocn.ne.jp